社会福祉法人聖心会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人聖心会（以下「この法人」という。）定款第８条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号にあげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。

（2）評議員とは、定款第５条に基づきこの法人に設置される者をいう。

（3）報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（4）費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、役員等に対しての報酬は支給しない。

（費用）

第４条　役員等が職務のため出張をしたときは、別に定めるこの法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2　役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第５条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別定める。

第７条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則　この規程は、平成30年６月23日より施行する。